12年が経過するが、電子機 展があったであろうか。 具の世界ではどのような発 ている。振り返って、補装 料テレビ電話システムが既 だったSKYPEなどの無 な開発が進み、SFの世界 携帯電話は目を見張るよう に現実の生活に取り込まれ 21世紀に入りまもなく 特にコンピューターや

も優れた制御技術を介助口 で進められており、日本で 手に応用しようという試え ボットや車いす、義足や義 る試みは世界中の研究機関 の分野に取り入れようとす 近年ロボット技術を福祉

内給付を阝 Ħ.



株式会社

りデザインも選べるよう どは確かに素材が軽くな 歩行器あるいは車椅子な 能」のめざましい進歩は感 基本的構造は変わらず「機 者に対する短下肢装具や になったものの、殆どその が随分活発になってきた。 しかし、例えば歩行障害

い補

かず **和** 入 たか隆 泣 代表取締役

開始して12年が過ぎたが、姿

カー」 (※1) の普及を日本で

いと思う。

弊社がイギリスで開発

みも遅れている。 制は整備されておらず、本当 の新しい機器類の受け入れ体 力を利用した歩行補助具など に向けた業界としての取り組 ましてやロボットのように動 に使えるロボット機器実用化

原因として次の4点をあげた の導入や技術革新が進まない 装具分野において新しい機器 かりを受ける事を承知で補 ここで大変粗い分析だとお

険での申請も可能となった。 能を持った短下肢装具は何と 由で普及が遅れがちである。 外製品などは相当する補装具 用部品に認められ、手帳や保 肢装具」にもあたらないため、 のカテゴリーがないなどの理 考え方に基づいて作られた海 か3年前に厚生労働省の完成 という「ハサミ足」を防ぐ機 「ゲイトコレクター」(※2) じくイギリスで開発された でいう「歩行器」にも「長下 状況が少しずつ整ってきた。 歩行器としてドクターのご理 解と自治体のご協力を頂ける 勢が整い両手が自由に使える 特例補装具」扱いである。同 しかし、全体として新しい しかし補装具のカテゴリー いとと。 ②利用者としては使いやすく 品開発には経費を投入しづら ③大学や企業等で開発した試 製品を選択する傾向があるこ 利益となる製品の販売を続け、 が属すべきカテゴリーがなく、 ④従来の補装具種目の定義が 題をつかみにくいこと。 回避などのためその機会が少 可欠であるが、安全上の責任 もらい評価を受けることが不 あり、機能よりも補助が出る 便利な製品を期待する一方で、 また補助対象とならない新製 変わらないため、新しい機器 なく、開発側が十分な技術課 作機は障害者の方々に試して 「福祉=補助金」という意識も して残るため、業者は確実に

% 海外の整形外科靴

※1「ハートウォーカー」

※2「ゲイトコレクター」

と基本的にはそのまま対象と ①補装具支給費申請の対象と その創設も進まないこと。 なる製品は一度認定を受ける として「福祉機器―新しい産 況の継続評価を行うことや、 こと――等が必要であると考 業」という認識に立ち、世界 という意識を持つこと。③国 るかどうか、自治体が利用状 係学会等での議論を開始する 者のニーズに応える製品開発 協力体制を構築して真に障害 を取り入れ産・学・官・民の かわらず、必要な機能や技術 であり、有効に利用できてい 応すること。②補助金=税金 度を取り入れ、新しい製品と 定義見直しを含め、早急に関 新しいカテゴリー創設あるい の入れ替えを含めて柔軟に対 具などに対して「補装具」の は高機能化が期待される補装 の先端にある電子・制御技術 に対する正当な対価を支払う 利用者側も補助金の有無にか に積極的に取り組むこと。④ また、これらの解決のため -①認定機器の更新制

をギプスで採型して製作した げる「靴型装具」がある。足 木型によりプラスチックで が採型し木型を用いて作り上 される「靴」には義肢装具士 について事例を紹介したい。 で矛盾を感じている④の問題 とくに具体的に制度上現場 補装具として障害者が利用

通常行われている。 よる外注品を利用することも らサイズと足幅の指定のみに 作するが、経費と納期の点か る吊り込み工程などを経て製 を行い、それを木型に沿わせ 合せを行ってから甲革の製作 チェック用の靴を製作し、 また海外の整形外科靴メー

(<u>*</u>3)° dic Shoes はデザインが豊 具」の1/4程度に設定され 具のパーツという考え方であ 成品の「標準靴」というカテ 製作する為に義肢装具材料 として近年需要も増えてきた 品に優るとも劣らない整形靴 取り入れており、国内の外注 足部サポートに必要な構造も 富で、また「月形しん」など カーが販売するOrthope-メーカーが製作販売する半完 ゴリーもあるがこれは下肢装 さらに靴付きの下肢装具を またその価格も「靴型装

て申請されているのが現実で 外注された靴などが業者側の ることはビジネスとして成り の製品を「標準靴」で申請す 立たない。そのため本来望ま しいことではないが正式な | 靴型装具 | の定義に沿わない ているため外注した靴や海外 (※次ページに続く)

(※前ページからの続き)

現場で生じているこのような問題は「靴型装具」とうな問題は「靴型装具」とにより解決されると考えらにより解決されると考えられ、業者のコンプライアンスれ、業者のコンプライアンスが、業者のコンプライアンスが、業者のコンプライアンスが、業者のコンプライアンスが、業者のコンプライアンスが、業者のコンプライアンスが、

「新しい補装具の普及、公的給付を阻む壁」は、上述しりー」創設が議論の土俵にも上がらないように、業者、医上がらないように、業者、医上がらないように、業者、医上がらないように、業者、医方機関、行政がお互いに率直に意見交換できる場の欠如が原因だとも考えられる。

8月25日号に掲載)(東京保険医新聞2012年